

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

事業者選定基準

防衛省

第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、国が本事業における落札者を決定するにあたり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

なお、本資料において用いる用語の定義は、別段の定めがない限り、入札説明書において使用する用語と同一の定義である。

第2 評価の対象

本事業者選定にあたっての評価の対象は、入札された本事業に関して、本事業衛星の調達、地上施設の整備、本事業衛星の運用、地上施設の維持管理、全般管理業務及び入札価格とする。

第3 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに通信衛星の製造・打上・運用及び通信衛星の管制施設等に係る整備・維持管理に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

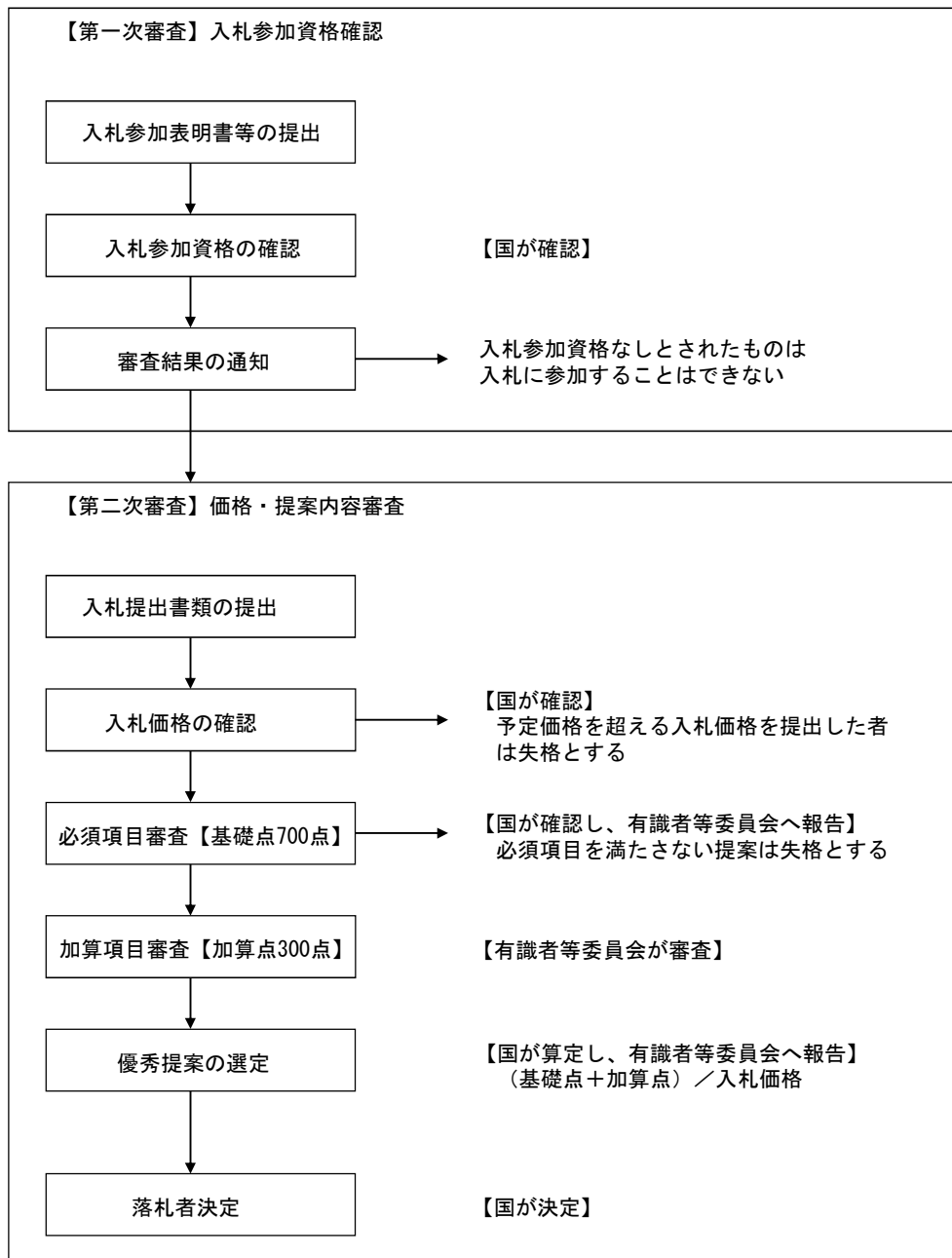
また、審査は入札参加希望者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

2. 事業者選定の体制

国は、総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために本事業に係る有識者等委員会（以下、「有識者等委員会」という。）から各入札参加者からの提案に対する審査結果案を受けて、落札者を決定する。

第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



第5 第一次審査

入札参加希望者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおり

1. 資格審査

入札参加希望者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2. 実績等審査

入札参加希望者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第6 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

1. 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順及び方法は、以下のとおり

(1) 入札価格の確認（開札）

入札参加者の入札価格が、国の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札参加者については、失格とし、次項以降の審査は行わない。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を越えている場合は、再度入札を行う。

(2) 事業提案の審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、その部分は対象としない。

① 必須項目審査

事業提案について、事業者が受け取るサービス対価が該当する国庫債務負担行為設定額の範囲で計画され、かつ、要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行う。サービス対価の計画が各国庫債務負担行為設定額の範囲内にあり、かつ、全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、計画が各国庫債務負担行為設定額を超え、又は要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者については、基礎点700点を付与する。

なお、要求水準とは「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 業務要求水準書」（資料-2）に定める要求水準をいう。

② 加算項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に国が特に重視する項目（加算項目）について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で300点満点とする。

ア) 有識者等委員会委員による評価及び採点意見の作成

有識者等委員会の委員は、別紙に示す審査のポイントに基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行ったうえで、採点意見を作成し、有識者等委員会に提出する。

イ) 有識者等委員会における採点及び審査結果案の作成

有識者等委員会は、各委員の採点意見及びその平均値を踏まえ、審査結果案を作成し、国に提出する。なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、事業提案に関する内容を確認する場合がある。また、有識者等委員会は、入札価格に比して事業

提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある。

ウ) 国による審査結果の決定・加算点付与

国は、有識者等委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、①により付与された基礎点に加算点を付加する。

(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の入札価格及び(2)の事業提案の審査結果をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

② 評価内容の公表

国は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める詳細図面又はイメージ図等(以下「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・実現性や各記載事項での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 必須項目審査

事業提案の内容が、サービス対価について各国庫債務負担行為設定額の範囲で計画され、かつ、必須項目について要求水準を充足するか否かを審査する。

なお、事業提案において求める記載事項は、入札説明書の「Xバンド衛星通信中継機能器等の整備・運営事業 様式集及び記載要領」(資料-3)に示す。

事業提案は、国が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。国は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

(3) 加算項目審査

加算項目審査では、事業提案が要求水準(必須項目)を充足したうえで、更に別紙に示す加算項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算項目ごとに設定され、各加算項目に配点が付される。

なお、審査にあたっては、各項目に設定している評価のポイントに基づき採点する。

3. 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問又は指摘若しくは意見への回答も同様とする。

加算項目における評価内容については、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算項目の評価基準に合致すると判断されたことにより加算点が付与された場合は、国及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

第7 総合評価

1. 総合評価の手順

入札価格、事業提案の審査結果に基づき、総合評価値を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

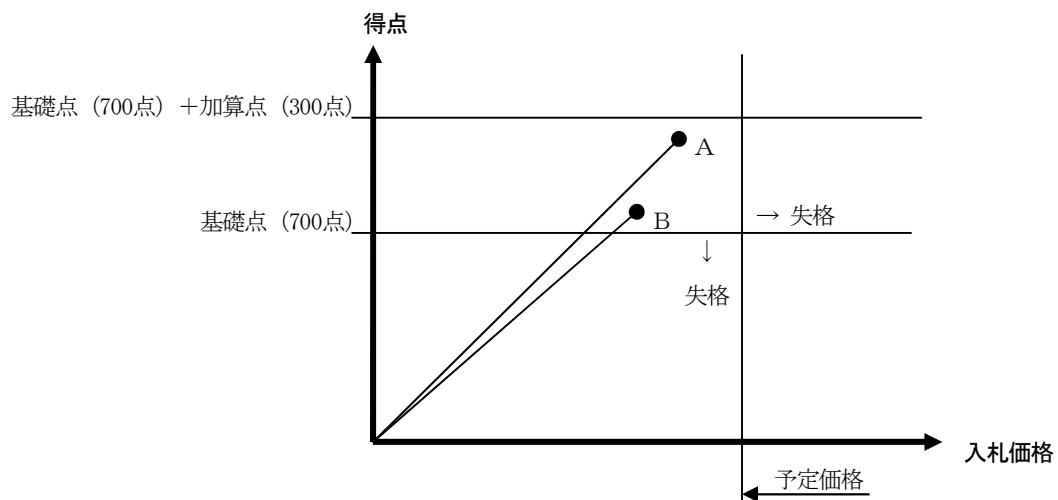
2. 総合評価の計算方法

提案内容の審査結果を入札価格で除算し、総合評価値を算定する。

計算方法： 総合評価値 = 事業提案審査の得点 ÷ 入札価格
(事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点)

基礎点：加算点の最高点 = 700点 : 300点

3. 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

加算項目、審査のポイント及び配点

加算項目	審査のポイント	配点
経営管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の特性に対応した、安定的かつ確実性の高い業務実施体制となっており、我が国の安全保障に整合する経営方針や出資構成が適切に計画されているか ・ 事業を安定的かつ円滑に進めるための適切な事業工程となっており、具体的なプロジェクトマネジメントやモニタリングの方針等が計画されているか ・ S P C にリスクが滞留しない計画となっており、かつリスクに対する明確な管理方策が計画されているか ・ 事業の安定性を確保するのに適切な事業収支計画及び資金調達計画となっており、効果的な財務・資金管理方策が講じられているか 	50
本事業衛星の調達に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業衛星の製造について、運用開始時期と整合した確実性の高い計画となっており、また不測の事態にも対応した具体的な方策等が講じられているか ・ 本事業衛星の打上げについて、運用開始時期と整合した確実性の高い計画となっており、また不測の事態にも対応した具体的な方策等が講じられているか ・ 本事業衛星に要求される設計寿命を確保する確実性が高く、緊急時、不具合発生時にも安定的な運用が可能となるように、信頼性の高い技術や設計、運用実績のある機器等が適切に導入されているか ・ 秘密保全の観点から万全な計画・体制が確保されているか 	70
地上施設の整備に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業衛星（1号機、2号機）の各機で整合が図られ、かつ操作性に優れた管制機器・システム等の導入が計画されているか ・ 緊急時、不具合発生時にも安定的な運用が可能となるように、機器・システム等の冗長性が適切に確保された計画となっているか ・ 地上施設の抗たん性及びセキュリティ対策に関して、有効な方策が確保されているか ・ 将来の技術動向を踏まえ拡張性があり、通信運用の向上や通信技術の陳腐化防止の方策がされているか ・ 秘密保全の観点から万全な計画・体制が確保されているか 	50
本事業衛星の運用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業衛星の安定的な運用に資する体制及び運用要員の配置が適切に計画されているか ・ 緊急時、不具合発生時にも安定的な運用が可能となるように、有効なバックアップ体制等が確保されているか ・ 運用要員の知識、ノウハウ、技術等を運用期間にわたって維持・継承できる方策が計画されているか ・ 秘密保全の観点から万全な計画・体制が確保されているか 	70
地上施設の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上施設の確実な機能維持のために、予防保全的な更新計画となっているか 	30

	<ul style="list-style-type: none"> ・地上施設の維持管理や保守点検、予備部品等の確保等が適切に計画されているか ・秘密保全の観点から万全な計画・体制が確保されているか 	
本事業の全般管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関する回線設計、回線品質管理及びネットワーク管理について、万全な技術支援体制のもと、確実かつ実効性の高い計画が立案されているか ・本事業衛星に必要な周波数、軌道位置及び無線局免許等の確保・維持について、万全な支援体制のもと、確実かつ実効性の高い計画が立案されているか 	30